

ドリームダイレクト支店景品規定

ドリームダイレクト支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。

第1条 ジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま

ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、進呈頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、進呈頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて年1回、5枚。
300万円	①ドリームジャンボ宝くじ ②サマージャンボ宝くじ ③年末ジャンボ宝くじ	①②の宝くじについて年1回ずつ、各5枚。 ③の宝くじについて年1回、10枚。
600万円		①②の宝くじについて年1回ずつ、各10枚。 ③の宝くじについて年1回、20枚。
900万円		①②の宝くじについて年1回ずつ、各15枚。 ③の宝くじについて年1回、30枚。

(2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 宝くじの進呈基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまに進呈します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ進呈期間

宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について進呈し、この預金が継続された場合には宝くじの進呈も継続します。

5. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます。宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

6. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの当せん金の換金期限到来後に当社にて廃棄します。

お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

7. 中途解約時の注意

宝くじ進呈の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入残高があっても、その後前項の「通知書」の発送までに中途解約された場合は、宝くじの進呈を中止することがあります。また、定期預金預入れ後、短期間での中途解約を複数回繰り返した場合、又は当社が不適切な取引と判断した場合には、定期預金口座の作成を停止又は解約をさせていただく場合がございます。

第2条 法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま

法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、進呈頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、送付頻度、枚数は、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
500万円毎	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚

(2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 宝くじの進呈基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまに進呈します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ進呈期間

宝くじは、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である1年間について進呈し、この預金が継続された場合には宝くじの進呈も継続します。

5. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます。宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

6. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。

「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの換金期限到来後に当社にて廃棄します。

お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。

また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

7. 中途解約時の注意

宝くじ進呈の基準日現在、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金の預入残高があっても、その後前項の「通知書」の発送までに中途解約された場合は、宝くじの進呈を中止することがあります。

また、預入れ後、短期間で中途解約を複数回繰り返した場合、又は当社が不適切な取引と判断した場合には定期預金口座のご作成を停止又は解約させていただく場合がございます。

第3条 ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金

1. 対象となるお客さま

ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)は、年末ジャンボ宝くじです。

(2) 宝くじ進呈枚数は、ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。なお、宝くじ進呈枚数算出にあたっては、米ドル建て外貨定期預金とユーロ建て外貨定期預金の合算は行いません。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
5,000米ドル毎	年末ジャンボ宝くじ	5枚
5,000ユーロ毎		5枚

(3)前記(1)で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることあります。

3. 宝くじの進呈基準日

所定の宝くじは、毎年11月15日時点でジャンボ宝くじ付き外貨定期預金の預入金をされているお客さまに進呈します。

4. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

5. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。

「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの換金期限到来後に当社にて廃棄します。

お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。

また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

6. 中途解約時の注意

宝くじ進呈の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金の預入残高があっても、その後前項の「通知書」の発送までに中途解約された場合は、宝くじの進呈を中止することがあります。

また、預入れ後、短期間で中途解約を複数回繰り返した場合、又は当社が不適切な取引と判断した場合には、今後の外貨定期預金のご作成を停止させていただく場合がございます。

第4条 ジャンボ宝くじ付き年金受取サービス

1. 対象となるお客さま

毎年4月に、当社が公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)と認識できる10万円以上の入金があったお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数

(1)景品としてお客さまに進呈する当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、及び進呈枚数は次のとおりとします。

宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
ドリームジャンボ宝くじ	5枚

(2)前項で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 進呈する宝くじについて

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

4. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。

「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの換金期限到来後に当社にて廃棄します。

お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。

また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

第5条 SURUGA Visaデビットカード

1. 対象となるお客さま

景品を進呈する時点でSURUGA Visaデビットカード会員であるお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、及び進呈枚数は、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、SURUGA Visaデビットカードのご利用金額(国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分を含みます。)に応じて、次のとおりとなります。

ご利用金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円以上200万円未満	ドリームジャンボ宝くじ	10枚

※以降、ご利用金額が100万円増えるごとに、10枚ずつ増加します。

(2) 前項で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 進呈する宝くじについて

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

4. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。

「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの換金期限到来後に当社にて廃棄します。

お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。

また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

第6条 当せん金について

お客さまに進呈した宝くじの抽せん結果(「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」を含む)の確認は、当社がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。

当せん金は、ドリームダイレクト支店普通預金口座に自動的に振込いたします。(抽せんから1か月以内)

宝くじの当せん金の受取り前にお客さまの都合で当せん金受取口座を解約された場合、その他の当せん金の入金ができない事情があると当社が判断する場合には、お客さまの当せん金の請求権は消滅するものとし、当社及びみずほ銀行は、本当せん金が振り込まれないことについての一切の責任を負いません。

第7条 「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんにはずれ、翌年9月2日に行われる「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合、みずほ銀行から直接、景品を送付します。なお、送付先は基準日におけるお客さまのお届け住所とします。

なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により、「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品が送付できなかったときは、当社及びみずほ銀行は、お客さまに景品をお届けできないことによる一切の責任を負いません。抽せんにはずれた宝くじは、当社又はみずほ銀行で処分します。

第8条 個人情報について

宝くじの当せん金や「宝くじの日お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品の進呈のため、お客さまの住所、氏名、口座番号の個人情報を当社及び宝くじの保護預かり業務の委託先であるみずほ銀行で利用させていただきます。ただし、これらの情報は、宝くじの当せん金や景品の進呈に係る業務の範囲に限り利用するものとします。

第9条 譲渡・質入れの禁止

宝くじを受領する権利及びその宝くじから生じる権利、その他この規定に係る一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することができません。

第10条 景品の変更

景品は、その価格変動又は経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。

第11条 商品の取扱い中止・変更について

ドリームダイレクト支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止又は変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。

第12条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取り扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

第13条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

第14条 休眠預金に関する取扱い

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ等の景品を付与しません。

第15条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合
- (2) 通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合

以上
(2023年11月16日現在)

附則

第1条 適用期日

第1条2項(1)の規定(新规定)は2023年11月16日から適用します。

第2条 経過措置

第1条2項(1)の規定(新规定)は以下の定期預金に適用されます。

- ① 2023年11月16日以降に新規に預入れされる定期預金。
- ② 2023年11月15日以前に預入れされた定期預金において、2023年11月16日以降に満期日を迎え自動継続される定期預金。

2023年11月15日までに満期日を迎え自動継続される定期預金は、当該自動継続後に初めて満期日を迎える日まで第1条2項(1)の規定(旧規定)が適用されます。

【第1条2項(1)新旧規定】

預入金額	【新規定】		【旧規定】	
	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて 年1回、5枚。	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについ て年1回ずつ、各5枚
300万円	①ドリームジャンボ宝くじ ②サマージャンボ宝くじ ③年末ジャンボ宝くじ	①②の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚。 ③の宝くじについて 年1回、10枚。	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについ て年1回ずつ、各10枚
600万円		①②の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚。 ③の宝くじについて 年1回、20枚。		左記3種類の宝くじについ て年1回ずつ、各20枚
900万円		①②の宝くじについて 年1回ずつ、各15枚。 ③の宝くじについて 年1回、30枚。		左記3種類の宝くじについ て年1回ずつ、各30枚

以上